

【近藤監査委員】

◎ 本庁舎の改修工事について

- 私から、2点お伝え申し上げます。
- はじめに、本庁舎の改修工事についてであります。
- 本庁舎は、老朽化が著しく、執務環境の面でも、室内の暑さ、寒さなどの温湿度環境に加え、狭い執務スペースや同一局の所属の分散配置なども問題となっております。
- こうした実情を踏まえ、文化財としての価値を保全しつつ、建物の長寿命化や職員が働きやすい執務環境の実現に必要な改修工事を行い、庁舎として継続使用していくことであります。
- 本庁舎は、まもなく完成後100年を迎える国指定の重要文化財であり、長く後世に残していく必要があると同時に、今後も庁舎として活用していくためには、執務環境の改善を進めることが不可欠であります。
- 改修工事に当たっては、重要文化財であるが故に様々な制約があることは理解していますが、本庁舎はスペース不足だけでなく空調環境など様々な面で執務環境が決まてよくはない状況であり、今回の改修工事によって、そうした執務環境の改善が図られることを期待しております。
- 重要文化財に指定されている現役の庁舎は複数ありますが、今回のように使用しながらの大規模改修工事については、全国的にも事例はないとのことであり、困難も予想されますが、国ともしっかりと連携しながら、着実に進めていただきたい、と申し上げます。
- また、工事期間中は入庁機関が大規模に民間ビル等に仮移転することになっておりますが、借上料などのコストも掛かることから、スピード感を持って計画的に進めていただくようお願いします。

◎ 電気自動車等の導入促進に向けた補助の取組状況について

- 次に、電気自動車等の導入促進に向けた補助の取組状況について申し上げます。
- 現状、県では、令和4年度にEVや充電設備への補助制度を創設し、令和5年度からは、自家用より1台当たりの年間走行距離が長く、CO2削減効果の大きい事業用EVを補助対象としております。
- この補助制度の令和7年度の予算執行率は9割程度であるが、車両価格が高い事業用EVへの補助は需要が大きい一方で、EVタクシーへの補助については、予算5台分に対し、実績が1台と伸び悩んでいるようであります。
- また、充電設備への補助については、令和7年度に宿泊施設や観光施設に整備する普通充電設備を補助対象に追加するなど、毎年度対象を拡充しているものの、予算執行率は4割程度にとどまっていました。
- 電気自動車等の導入促進に向けた事業用EVに対する補助は、県の脱炭素化推進における重要施策であり、補助ニーズの高さを好機と捉え、より一層普及促進に努めていきたいと思っております。
- この事業用EVへの補助のうち、EVタクシーに関する補助需要が高くないのであれば、次年度予算の積算に当たっては考慮が必要である、と申し上げます。
- また、EV導入促進には充電設備の整備が不可欠であります。令和7年度の充電設備補助実績が予算の約4割にとどまり、未使用予算が発生した点は非常に残念であります。
- 限られた財源を最大限活用するため、EV充電設備への補助内容がニーズに合ったものとなるよう、状況に応じて適切な見直しを行っていただくよう求めまして、私からの発言とさせていただきます。

【黒岩知事】

◎ 本庁舎の改修工事について

- 近藤委員から、「本庁舎の改修工事」についての御意見をいただきました。
- 県では、これまで、古くなった本庁舎について、耐震補強工事を実施するとともに、庁舎機能の維持を図るため、設備の更新や部分的な修繕を行ってきました。
- しかしながら、これまでの改修は、建物の断熱性の向上や、壁の塗装をはじめとする内装は対象としなかったため、執務空間の快適性に課題が残っております。
- また、職場環境の整備にあたっては、重要文化財としての価値を損なわずに、リニューアルを実施していく必要があります。
- こうしたことから、今回の本庁舎リニューアルは、およそ3年にわたる大規模な工事となるため、工事期間中の業務継続にも十分配慮しながら、計画的にしっかりと取り組んでまいります。